4　収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十七条の規定の適用を妨げない。

第十三条　争乱からの保護

1　一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに支払の時の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十四条　代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域にある当該投資家の投資財産に関連する損害の塡補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十五条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。

(a)　当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

(b)　利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益

(c)　契約に基づいて行われる投資財産に関連する支払（融資の返済を含む。）

(d)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(e)　当該一方の締約国の区域にある投資財産に関連する活動に従事する当該他方の締約国から赴任した者が得る収入その他の報酬

(f)　第十二条及び第十三条の規定に従って行われる支払

(g)　第十七条の規定に基づく紛争の解決の結果として生ずる支払

2　各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b)　証券の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪

(d)　裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十六条　両締約国間の紛争の解決

1　一方の締約国は、この協定の解釈及び実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し十分な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の六十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3　各締約国が任命した仲裁委員が2に規定するその後の六十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかった場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、両締約国が共に外交関係を有する第三国の国民である第三の仲裁委員を任命するよう要請する。国際司法裁判所長がいずれかの締約国の国民である場合又は他の理由によりこの任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所次長が必要な任命を行うよう要請される。同次長がいずれかの締約国の国民である場合又は同次長も当該任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所の裁判官のうちいずれの締約国の国民でもない次の席次の者が必要な任命を行うよう要請される。

4　仲裁委員会は、自己の手続を定めるものとし、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。別段の合意がある場合を除くほか、当該決定は、第三の仲裁委員の任命の後四箇月以内に行う。

5　各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十七条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であって、当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務についての申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2　5(b)の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）において、行政的解決又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3　投資紛争は、可能な限り、紛争投資家及び紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）の間の友好的な協議又は交渉によって解決する。

4　紛争投資家は、紛争締約国に対して書面による協議又は交渉の要請を行った日から六箇月以内に当該協議又は交渉により投資紛争が解決されない場合には、5(a)の規定に従うことを条件として、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な仲裁に付託することができる。

(a)　国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ＩＣＳＩＤ条約」という。）による仲裁。ただし、ＩＣＳＩＤ条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b)　投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(c)　国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d)　紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5　投資紛争が司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力を有する紛争解決のための制度に付託された場合には、そのような国内的な救済手段において最終決定が行われる前に紛争投資家が紛争締約国の法令に従ってその請求を取り下げるときに限り、4に規定する仲裁を求めることができる。

(a)　投資紛争が4に規定する仲裁のいずれかに解決のため付託された場合には、当該投資紛争は、司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力を有する紛争解決のための制度に解決のため付託してはならない。

(b)　適用される仲裁規則は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、4に規定する仲裁を規律する。

6